

令和8年度中元期 商品量目立入検査の結果について

1 検査の概要

(1) 実施期間

令和8年7月1日（水） ～ 令和8年7月14日（火）

(2) 実施日数

延べ16日間（実働10日間）

(3) 検査人員

延べ34名

(4) 実施市町村

13市2町

(5) 実施事業所数

①量目検査

立入事業所数	量目立入検査対象外 〔責任者不在等〕	量目検査実施事業所数
20	3	17

②質量計

立入事業所数	質量計立入検査対象外 〔責任者不在等〕	質量計検査実施事業所数
20	3	17

(6) 検査項目

適正な計量の実施を推進するため、次の項目について検査を実施し、必要な指導を行いました。

- ・商品量目
- ・表記事項
- ・その他の必要な事項

2 検査結果の概要

(1) 商品量目の検査について

スーパーマーケット、小売市場及びショッピングセンター内のテナント等17事業所に量目検査を実施し、量目不適正（不適正率が5%を超える事業所）が1事業所（5.9%）でした。

(2) 表記事項の検査

17事業所に表記事項の検査を実施し、表記事項の不適正はありませんでした。

(3) その他必要な事項の検査について

17事業所に質量計の検査を実施し、はかりの定期検査について未受検が1事業所、設置状況不備（水平等）は7事業所でした。

また、法第10条の正確計量の基準である指導公差等の適否の判断は、計量法関係ガイドライン（全国計量行政会議）、立入検査実施要領細則に基づき行いました。

3 検査成績の概要

(1) 総合検査成績

検査 事業所数	不適正事業者					
	商品量目		表記事項		質量計（指導含む。）	
	事業所数	不適正率	事業所数	不適正率	事業所数	不適正率
17件 (質量計17件)	1	5.9%	0	0.0%	8	47.1%

(2) 商品量目検査

① 成績比較

	検査 事業 所数	不適正 事業所数		検査 件数	量目検査成績					
		事業 所数	%		指導基準を超える超過の件数		適 正 件 数		量目公差を超える不足の件数	
					件数	%	件数	%	件数	%
適 正 計 量 管 理 事 業 所	2	0	0.0	111	0	0.0	111	100.0	0	0.0
一 般 事 業 所	15	1	6.7	663	5	0.8	654	98.6	4	0.6
合 計	17	1	5.9	774	5	0.7	765	98.8	4	0.5

② 品目別検査成績

			検査 事業 者数	不適 正事 業者 数	検査 件数	量目検査成績					
						指導基準を 超える 超過の件数		適正件数		量目公差を 超える 不足の件数	
						件数	%	件数	%	件数	%
特 定 商 品	食 肉	食 肉	15	0	192			192	100.0		
		食肉加工品	3	0	9			9	100.0		
	魚介類	魚 介 類	14	1	117			116	99.1	1	0.9
		魚介類加工品	13	0	90			90	100.0		
	野 菜	野 菜	13	0	159			159	100.0		
		野菜加工品	—								
	農 産 物 の 漬 物		—								
	果 実	果 実	1	0	3	2	66.7	1	33.3		
		果実加工品	—								
	調 理 食 品	調 理 食 品	14	1	195	3	1.5	189	97.0	3	1.5
		つ く だ に	1	0	3		0.0	3	100.0	0	0.0
		その他の調理食品	—								

	穀 類	—								
	穀 類 の 加 工 品	—								
	そ の 他 の 食 品	—								
非 特 定 商 品		2	0	6			6	100.0		
合 計		76	2	774	5	0.7	765	98.8	4	0.5

検査事業所数は、商品ごとの集計で実施事業所数とは一致しません。

③ 不適正の原因（品目毎の不適正原因件数）

			検査 件数	不適正件数		不適正原因別件数				
				件数	%	風袋量 設 定 間違い	添え物 込 み 計 量	風袋引 き計量 未実施	自然減 量対策 不十分	その他
特 定 商 品	食 肉 類	食 肉	192	0						
		食 肉 加 工 品	9	0						
	魚 介 類	魚 介 類	117	1	0.9	1				
		魚介類加工品	90	0						
	野 菜	野 菜	159	0						
		野 菜 加 工 品	—							
	農 産 物 の 漬 物		—							
	果 実	果 実	3	0						
		果 実 加 工 品	—							
	調 理 食 品	調 理 食 品	195	3	1.6	3				
		つ く だ に	3	0						
		その他の調理食品	—							
	穀 類		—							
	穀 類 加 工 品		—							
	そ の 他 の 食 品		—							
非 特 定 商 品			6	0						
合 計			774	4	0.5	4				

(3) 表記事項の検査

	検査戸数	不適正戸数	
		戸数	%
適正計量管理事業所	2	0	0.0
一般事業所	15	0	0.0
合 計	17	0	0.0

(4) はかりの設置状況の検査

① 成績比較

	検査戸数	不適正事業所数 (指導含む。)		検査台数	不適正台数		指導台数	
		戸数	%		台数	%	台数	%
適正計量管理事業所	2	2	100.0	13	0	0.0	3	23.1
一般事業所	15	6	40.0	66	7	10.6	7	10.6
合 計	17	8	47.1	79	7	8.9	10	17.9

② 不適正の内訳

	検査台数	不適正計量器				指導計量器			
		不適正台数		不適正事由		指導台数		指導事由	
		台数	%	証印無	未受検	台数	%	水平	据付
電気抵抗線式	42	4	9.5		4	10	23.8	9	1
光電式	—								
ばね式指示	3	2	66.7		2				
誘電式	—								
自動包装値付	34	1	2.9		1				
その他	—								
合 計	79	7	8.9		7	10	12.7	9	1

(5) 不適正商品に対する措置

- ① 量目公差を超えている商品については、再計量させ、風袋設定見直し等不適正原因の改善指導を行いました。
- ② その他正確計量確保のための指導
 - ア 定期検査未受検の事業所
 - ・定期検査未受検の事業所については、速やかに定期検査（代検査含む）を受検するよう指導を行いました。
 - イ 風袋量が適正でなかった事業所
 - ・「はかり」に適正な風袋量を設定し、正確な計量に努めるよう指導を行いました。
 - ウ はかりの使用方法についての指導を行った事業所
 - ・はかりの水平の確認、風が当たらないようにするよう指導を行いました。